

横手市赤坂字赤坂43番地 藤井弘道ほか20名から申請があった県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和6年3月8日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営横手地区土地改良事業変更計画書（区画整理）の写し
- 2 縦覧期間 令和6年3月11日（月）から同年4月8日（月）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）
- 3 縦覧場所 横手市旭川一丁目3番41号 横手市農林部農林整備課（秋田県平鹿地域振興局庁舎内）

横手市大雄字一ノ関35-2 高橋稔ほか9名から申請があった県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和6年3月8日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（農業用排水施設）蛭野・角間川堰地区計画書の写し
- 2 縦覧期間 令和6年3月11日（月）から同年4月8日（月）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）
- 3 縦覧場所 横手市旭川一丁目3番41号 横手市農林部農林整備課（秋田県平鹿地域振興局庁舎内）

横手市平鹿町上吉田字吉田26番地 伊藤彰英ほか22名から申請があった県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和6年3月8日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営田ノ植地区土地改良事業変更計画書（区画整理）の写し
- 2 縦覧期間 令和6年3月11日（月）から同年4月8日（月）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）
- 3 縦覧場所 横手市旭川一丁目3番41号 横手市農林部農林整備課（秋田県平鹿地域振興局庁舎内）

横手市平鹿町下吉田字高口61番地 武田一美ほか16名から申請があった県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和6年3月8日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営平鹿高口地区土地改良事業変更計画書（区画整理）の写し
- 2 縦覧期間 令和6年3月11日（月）から同年4月8日（月）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

3 縦覧場所 横手市旭川一丁目3番41号 横手市農林部農林整備課（秋田県平鹿地域振興局庁舎内）

県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第18項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和6年3月8日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営下吉田地区土地改良事業変更計画書（区画整理）の写し
- 2 縦覧期間 令和6年3月11日（月）から同年4月8日（月）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）
- 3 縦覧場所 横手市旭川一丁目3番41号 横手市農林部農林整備課（秋田県平鹿地域振興局庁舎内）